

新たな事業再構築のための私的整理法制検討分科会

2022年11月16日

一般社団法人全国地方銀行協会
(株式会社千葉銀行)

「新たな事業再構築のための法制度の方向性（案）」に対する意見・要望

総論

- ✓ 私的整理の新たな選択肢として、指定法人や裁判所の関与の下で公平性・透明性を確保しつつ、スピーディーに債務整理を進めるための制度整備が図られることは、当該事業者の実効的な事業再構築、地域経済・社会の安定・発展に資するものとなりうることから、方向性には特段の異論はない。
- ✓ 一方、多様な関係者が安心して活用できる制度とするためには、制度の濫用・悪用（モラルハザード）の防止、少額債権者保護等の論点にもしっかりと対処することが必要。
- ✓ 本制度は、我が国では初の試みとなる「多数決による私的整理」であるため、専門家、実務家等とも十分な議論を尽くしたうえで、全ての関係者にとって公平・公正である制度設計となるよう期待する。

「新たな事業再構築のための法制度の方向性（案）」に対する意見・要望

債務者による制度の濫用・悪用防止

- ✓ 本制度が想定する「事業再構築」の対象範囲の捉え方によっては、例えば、既存事業の頓挫等に伴う安易な新分野への進出といった案件が含まれ得るなど、債務者のモラルハザードを招きかねない。経営規律の確保などモラルハザード回避への厳正な対応が必要。

少額債権者の保護

- ✓ 再構築計画案の決議における「多数決」の基準については、少額債権者保護の観点から、債権額に応じた議決権に加え、債権者数による要件を加えるなど、慎重な検討が必要。

対象債権の範囲

- ✓ 私的整理の対象債権については、原則として、「一定の基準に該当するもの等を除く全ての債権」とされているが、対象債権者の経済合理性と、商事債権者の連鎖倒産等のリスクとのバランスを考慮した、適切な制度とすることが必要。

「新たな事業再構築のための法制度の方向性（案）」に対する意見・要望

対象事業者の範囲

- ✓ 地域振興、雇用の確保、サプライチェーンの維持に必要な事業者等、対象となる事業者の定義を明確化することにより、取組み意義の充実、モラルの維持を図ることが必要。
- ✓ 中堅・中小企業の私的整理には、事業再生ガイドラインや中小企業活性化協議会のスキームが機能しており、「新たな事業再構築のための法制度」との効果的な使い分けが望まれる。
 - 新たな事業再構築のための法制度については、債権者が多く、全員の同意を得るのが困難なケースなどを念頭に置いてはどうか。

事業再構築の定義

- ✓ 事業再生においては、「新分野への進出」、「業態転換」もさることながら、「不採算部門の撤退」も多い。「不採算部門の撤退」が対象となる旨を明確化してはどうか。

「新たな事業再構築のための法制度の方向性（案）」に対する意見・要望

指定法人の役割

- ✓ 指定法人による再構築計画概要案等の確認事項について、再構築計画案の実現可能性、弁済計画・債権者における経済合理性の妥当性・公平性等の項目を明記することが必要。
- ✓ 債務減免を伴う場合には、手続きの客観性、公平性、経済合理性確保の観点から、弁護士や公認会計士等の実務家・専門家がしっかりと関与することが必要。

一時停止要請（残高維持要請）

- ✓ 債権者への弁済を止める「一時停止要請（残高維持要請）」が出された場合、債権者はそれに応じること、またこの要請は「支払いの停止」には当たらない旨を明記してはどうか。
 - 手続き中の債権者によって対応にバラつきがないよう、法的な拘束力を持たせた方が良いのではないか。